

監査報告書

令和6年5月30日

学校法人 國學院大學
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 國學院大學
監事 小瀬 孝雄
監事 植草 茂樹
監事 寺澤 悠

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人國學院大學寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人國學院大學の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会、常務理事会及びその他必要と思われる会議に出席したほか、理事等から業務執行の状況を聴取し、かつ重要な決裁書類等を閲覧するとともに設置する学校における業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人及び内部監査室と連携し、計算書類等（事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録）について確認をするなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

学校法人國學院大學の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

また、計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上